

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

近年では、多発する孤独死や自殺、さらには、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、学校や職場等でのいじめ、人権を無視した雇用状況など私たちのまわりには、いまだ解決されないさまざまな人権問題が存在しています。

また、経済情勢の悪化による子どもの貧困問題やスマートフォンの急速な普及に伴うインターネットによる人権侵害、性同一性障がいのある人に対する人権侵害、東日本大震災における被災者への人権侵害など、新たな問題も顕在化しています。

人権に関する問題は、複雑に絡みあい、より深刻化する傾向にあります。人権に関する問題を解決するためには、各分野が連携を保ちながら人権という視点から総合的な取組を展開し、市民一人ひとりの意識の向上を図ることが不可欠です。

甲賀市（以下「本市」という。）では、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成17年(2005年)1月に施行し、平成17年(2005年)11月には「甲賀市市民憲章」を制定しました。また、同年12月に「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を発し、平成19年(2007年)2月には、「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を決定し、平成20年(2008年)4月には、「甲賀市人権総合計画」を、平成20年(2008年)5月には「甲賀市同和対策基本計画」を、平成21年(2009年)3月には「甲賀市人権教育基本計画」をそれぞれ策定しました。

その後、これら2つの方針と3つの計画を基に、「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」「外国人」などに関する人権課題の達成に向けた施策を推進してきました。

本来、人権尊重のまちを実現するためには、行政のみで達成できるものではなく、市民、企業・事業所等がそれぞれの責任において行動することが必要です。

平成28年度(2016年度)で「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」の計画期間が終了することから、昨今の人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことをめざし、これら3つの計画と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した、「甲賀市人権に関する総合計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 人権をめぐる主な動向

〔1〕国際的な動き

国連では、昭和23年(1948年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を採択し、その後、世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」を制定しました。

昭和40年(1965年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元年(1989年)には、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など、諸条約を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

また、重要な人権課題についての集中的な取組として、「人権教育のための国連10年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、12月10日の「人権デー」をはじめとする人権に関わる活動を展開しています。

しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争をはじめ、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年(1994年)の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年(2004年)12月末で終了を迎えましたが、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくため、「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17年(2005年)年1月から平成19年(2007年)12月末までの第1フェーズ¹では「初等・中等教育制度」に焦点をあてた取組を進め、平成22年(2010年)1月から平成26年(2014年)12月までの第2フェーズでは、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に重点を置くこととされました。平成27年(2015年)1月から平成31年(2019年)12月までの第3フェーズでは、最初の2つのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点に置いています。

平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しています。

¹ フェーズ：変化する過程の一区切り。局面、段階のこと。

〔2〕国・滋賀県の動き

国においては、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じた人権教育の推進や重要課題への取組が示されました。また、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

平成12年(2000年)12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務として定められるとともに、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定し、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

同和問題については、昭和40年(1965年)8月に出された国の同和对策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

また、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」等の各種法律が制定され、取組が進められてきましたが、社会情勢の変化に伴い、さらに新たな人権問題に対応するため、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」、「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

滋賀県においては、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成15年(2003年)3月に人権が尊重される社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定しました。

平成23年(2011年)3月には、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため「滋賀県人権施策推進計画」を策定し、計画の期限を迎える平成28年(2016年)3月に改定しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、甲賀市総合計画と整合させ、平成29年度(2017年度)から平成40年度(2028年度)までの12年間とします。

また、社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて4年ごとに見直しするものとします。